

(介 198)  
令和 2 年 3 月 18 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江 澤 和 彦  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る  
要介護認定の臨時的な取扱いについて (その3)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いにつきましても、本年3月3日付(介180)文書にてご連絡させていただいておりますが、当該取扱いに関する問い合わせがあったことについて、厚生労働省より新たなQ&Aが発出されましたのでご連絡申し上げます。

今般のQ&Aにおいては、転入してきた被保険者が、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者資格の取得から15日目以降に要介護認定または要支援認定の申請があった場合の取扱いについて、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由により、被保険者資格の取得から15日目以降に要介護認定又は要支援認定の申請があった場合は、当該申請が14日以内にあったものとみなして取り扱って差し支えない旨が記載されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて  
(その3)  
(令 2.3.13 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)



事務連絡  
令和2年3月13日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その3）

新型コロナウイルス感染症への対応に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて、問い合わせがあったことについて、下記のとおりとします。  
については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

記

Q 1 令和2年3月10日に「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて」が発出されたところであるが、転入してきた被保険者が、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者資格の取得から15日目以降に要介護認定又は要支援認定の申請があった場合、どのように運用すべきか。

A 1 今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由により、被保険者資格の取得から15日目以降に要介護認定又は要支援認定の申請があった場合は、当該申請が14日以内であったものとみなして取り扱って差し支えない。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係  
担当者：佐々木、小林  
TEL 03-5253-1111（内線 3945）  
FAX 03-3595-4010  
電子メール [roukenkanintei@mhlw.go.jp](mailto:roukenkanintei@mhlw.go.jp)

事務連絡  
令和2年3月10日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療制度主管課（部）  
介護保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省老健局介護保険計画課  
総務省自治税務局市町村税課

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、  
後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて

平素より医療保険制度及び介護保険制度の円滑な実施につきましては、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり情報提供いたしますので、都道府県におかれては貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合に周知いただくようお願い申し上げます。

記

1. 届出・申告期間を経過した者の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告については、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）等の規定に基づき、これらの届出の事由が生じた日から14日以内に届出を行わなければならないこと等とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟に運営いただきたいこと。

## 2. 保険料（税）の徴収猶予の取扱い

特別な理由がある者については、

- 国民健康保険においては、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条の規定に基づき条例若しくは規約の定めるところにより、又は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条の規定に基づき保険者の判断で、
- 後期高齢者医療制度においては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 111 条の規定に基づき条例で定めるところにより、保険者の判断で、
- 介護保険においては、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 142 条の規定に基づき条例で定めるところにより、保険者の判断で、

保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされているので、これらを踏まえ、各保険者において、これについての周知も含め、適切に運営いただきたいこと。